

令和 年 月 日

道路工事施工承認申請書

宮古島市長
嘉数 登 殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

施工者 住 所
氏 名
連絡先

印

このたび市道 線道路敷地内の一部について下記のとおり道路工事を
施工したいので道路法第24条規定に基づき申請します。

記

- 1 工事施工場所
宮古島市 地先
- 2 工 事 目 的
- 3 工 事 種 別
- 4 工 事 期 間 （承認書を受理した日から 日間）
- 5 施工方法詳細
- 6 添 付 書 類
誓約書 位置図 現況写真 計画図 復旧平面・断面図
- 7 そ の 他

記入例

令和 年 月 日

道路工事施行承認申請書

施行予定日の一週間以上
前までに提出して下さい

宮古島市長
嘉数 登 殿

原則施主の方になりま

申請者 住 所 宮古島市下地字上地472番地39
氏 名 下地 太郎 ⑩
連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 住 所 宮古島市平良字西里186番地
氏 名 宮古島建設工業(株) ⑩
代表取締役 下地 一郎
連絡先 0980-72-3751
担当者 下地 二郎
090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

事前にご確認下さい

このたび市道 中央縦線 道路敷地内の一部について下記のとおり道路工事を
施工したいので道路法第24条規定に基づき申請します。

記

- 1 工事施工場所
宮古島市平良字西里1234番地 地先
宮古島市道 中央縦線
- 2 工 事 目 的
新築アパートの駐車場への乗入の為
- 3 工 事 種 別
歩車道境界ブロック撤去、植栽及び植栽柵撤去、舗装構成変更後アスファルト舗装復旧
- 4 工 事 期 間 イ(承認書を受理した日から 90 日間)
いづれかで記入 ロ(承認書を受理した日から令和元年10月10日までの間)
ハ(令和元年7月10日から令和元年年10月10日までの間)
- 5 施工方法詳細
歩車道境界ブロック撤去(5m)、植栽撤去(3本)、植栽柵撤去(7個)
舗装構成変更(t=50mm)後アスファルト舗装復旧(15㎡)
- 6 添 付 書 類
誓約書 位置図 現況写真 計画図 復旧平面・断面図

イ、ロは承認書を
受け取ったその日
から起算されます。

数量を明記して下さい

7 そ の 他

令和 年 月 日

誓 約 書

宮古島市長
嘉数 登 殿

申請者	住所 氏名	印
-----	----------	---

保証人	住所 氏名	印
-----	----------	---

令和 年 月 日付で提出する宮古島市 地先の道路工事
施行承認のための申請ならびに工事施工について、下記事項を誓約します。

記

1. 工事は承認条件および添付図書に基づき施工します。
2. 工事施工に際しては、事故の防止に努めるとともに、一般交通および近隣住民の支障とならないようにします。
3. 街路樹の移植に際しては、枯死・損傷のないように造園技能者に施行させ、植付けに際しては、樹木の振れ等のないように注意します。また、植付け後は十分に保護養生します。
4. 当該工事の施工により、道路に付加された物件が宮古島市に帰属することについては、異議ありません。
5. 当該工事の施工後に道路使用に伴って生じた破損については、申請者負担にて復旧します。
6. 万一不都合な行為のあるとき、または義務を履行しないときは、保証人連帯のうえ、その責を負います。
7. 工事完了後に速やかに工事完了届(各作業工程の写真添付)を提出します。
8. 前各号のほか、道路法・同法施行令・その他関係諸法規に従います。

記入例

令和 年 月 日

誓 約 書

施行予定日の一週間以上
前までに提出して下さい

宮古島市長
嘉数 登 殿

原則施主の方になります

申請者 住所 宮古島市下地字上地472番地39
氏名 下地 太郎 ㊟

保証人 住所 宮古島市平良字西里186番地
氏名 宮古島建設工業(株) ㊟

一週間前に提出して下さい

工事施工場所

令和 年 月 日付で提出する宮古島市 地先の道路工事
施行承認のための申請ならびに工事施工について、下記事項を誓約します。

記

1. 工事は承認条件および添付図書に基づき施工します。
2. 工事施工に際しては、事故の防止に努めるとともに、一般交通および近隣住民の支障とならないようにします。
3. 街路樹の移植に際しては、枯死・損傷のないように造園技能者に施行させ、植付けに際しては、樹木の振れ等のないように注意します。また、植付け後は十分に保護養生します。
4. 当該工事の施工により、道路に付加された物件が宮古島市に帰属することについては、異議ありません。
5. 当該工事の施工後に道路使用に伴って生じた破損については、申請者負担にて復旧します。
6. 万一不都合な行為のあるとき、または義務を履行しないときは、保証人連帯のうえ、その責を負います。
7. 工事完了後に速やかに工事完了届(各作業工程の写真添付)を提出します。
8. 前各号のほか、道路法・同法施行令・その他関係諸法規に従います。